

大和市告示第58号

大和市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険利用者負担額軽減制度事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険利用者負担額軽減制度事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険利用者負担額軽減制度事業費補助金交付要綱（平成21年大和市告示第113号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、大和市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則」を「及び大和市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則」に改め、「及び大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）」を削る。

第7条、第8条及び第9条第1項中「補助事業」を「助成事業」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。